

**2024年度に高校1年生相当^{※1}と
キャッチアップ接種対象^{※2}の女性**

**公費で全3回の接種を完了するためには、
2025年3月末までに
HPVワクチンの1回以上の接種が必要です**

※1:2008年度生まれの女性 ※2:1997年度~2007年度生まれの女性

**2024年度 HPVワクチン公費助成(原則自己負担なし)の
対象年齢(2024年度の年齢)**

定期接種対象者¹⁾

小学校6年生~高校1年生相当の女子
(標準的な接種時期は中学1年生)
2008年4月2日~2013年4月1日生まれ

キャッチアップ接種対象者²⁾

1997年度生まれ~2007年度生まれの女性
かつ、過去にHPVワクチンの合計3回の接種を
完了していない方

12歳

13歳

14歳

15歳

16歳

17歳~27歳

経過措置の対象³⁾

1997年度~2008年度生まれの女性のうち、2022年4月1日~2025年3月31日までにHPVワクチンを
1回以上接種した方は、2026年3月31日まで残りの接種を公費で接種できます(原則自己負担なし)。
今後、予防接種法施行令が改正され、2025年4月1日から施行される予定です。

1) 厚生労働省 2022年3月11日 HPVワクチンに係る自治体向け説明会 資料「令和4年4月からのHPVワクチンの接種について」より作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000911549.pdf> (Accessed Feb. 3, 2025)
2) 厚生労働省 平成9年度生まれ~平成19年度生まれまでの女性へ大切なお知らせ(2025年2月改訂版)より作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000918718.pdf> (Accessed Feb. 3, 2025)
3) 厚生労働省 2025年1月29日 第60回厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会 参考資料1 より作成
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50167.html (Accessed Feb. 3, 2025)

ウイルスワクチン類

薬価基準未収載(保険給付対象外)

劇薬 処方箋医薬品(注意-医師等の処方箋により使用すること) 生物学的製剤基準

シルガード[®]9 水性懸濁筋注シリンジ
SILGARD[®]9 | 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(酵母由来)

2. 接種不適当者(予防接種を受けることが適当でない者)
- 2.1 明らかな発熱を呈している者
 - 2.2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - 2.3 本剤の成分に対して過敏症を呈したことがあることが明らかな者
 - 2.4 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

